

新規採用養護教諭・栄養教諭等退職研修指導者取扱要綱

第1 趣旨及び定義

この要綱は、「新規採用養護教諭・栄養教諭等研修指導者設置要綱」に基づき設置する研修指導者のうち、県立学校長又は市町村教育委員会（以下「市町村教委」という。）からの派遣申請に基づき、埼玉県教育員会（以下「県教委」という。）が委嘱をする者（以下「退職研修指導者」という。）の取扱いに関して必要な事項を定める。

第2 委嘱

1 手続

(1) 県立学校に勤務する退職研修指導者

県立学校長からの派遣申請に基づき、県教委が退職研修指導者の委嘱を行い、当該県立学校への派遣を決定し、校長宛て通知するとともに、当該県立学校に勤務することを命ずる。

(2) 市町村立学校に勤務する退職研修指導者（共同調理場に勤務する退職研修指導者を含む。以下同じ。）

市町村教委からの派遣申請に基づき、県教委が退職研修指導者の委嘱を行い、当該市町村教委への派遣を決定し、市町村教委宛て通知する。

市町村教委は、派遣決定された当該退職研修指導者に対し、該当する学校又は共同調理場に勤務することを命ずる。

2 委嘱期間

退職研修指導者の委嘱期間は、当該年度内で県教委が必要と認めた期間とする。

3 資格

次に掲げる者とする。

(1) 新規採用養護教諭研修に係る退職研修指導者

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく、養護教諭の普通免許状を有する者のうち、学校における養護教諭としての実務経験を有する者

(2) 新規採用栄養教諭等研修に係る退職研修指導者

栄養士法（昭和22年法律第245号）に基づく、栄養士免許を有する者のうち、栄養教諭等としての実務経験を有する者

第3 謝金

1 退職研修指導者の謝金は、県が負担する。ただし、中核市は除く。

2 退職研修指導者の謝金は日額とし、1日8,400円（交通費含む。）とする。

3 退職研修指導者への謝金の支払については、県教委が別に定める。

第4 勤務日数等

退職研修指導者の勤務日数及び勤務時間は、期間中6日、1日3時間とし、具体的な勤務日は校内研修計画に基づき、校長及び共同調理場の長が指定する。

第5 服務

退職研修指導者の服務は、以下による。

- (1) 職務の遂行に当たっては、県教委の定める研修実施要項、学校長及び共同調理場の長の定める研修計画に基づき、かつ、県教委、校長及び共同調理場の長（市町村立学校及び共同調理場に勤務する者にあつては、県教委、市町村教委、校長及び共同調理場の長）の指示に従わなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 県教委の許可があつた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

第6 解嘱

次のいずれかに該当する場合、委嘱期間中であっても当該退職研修指導者の委嘱を解くことができる。

- 1 勤務成績が良好でない場合
- 2 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
- 3 上記1及び2に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- 4 刑事事件に関し、起訴された場合
- 5 「第5 服務」の規定に著しく違反した場合

第7 災害補償

退職研修指導者が公務のため負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合においては、県の加入する傷害保険の定めるところにより補償するものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、退職研修指導者に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月30日から施行する

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

退職研修指導者取扱要綱細部事項

第2 委嘱

1 手続関係

(1) 派遣の申請等

県立学校長又は市町村教委は、退職研修指導者の派遣を受けようとするときは、それぞれ別紙1又は別紙2の派遣申請書により県教委が定める期限までに県教委へ申請しなければならない。

(2) 派遣の決定

県教委は、受理した派遣申請書が、派遣の条件に該当すると認められるときは、別紙3又は別紙4の派遣決定書により県立学校長又は市町村教委へ通知しなければならない。

(3) 書類審査

退職研修指導者の委嘱に係る審査は、次に掲げる書類に基づき行う。

ア 履歴書

イ 教育職員免許状又は栄養士免許状の写し

ウ 健康診断証明書の写し

(4) 委嘱通知書の記載形式

別紙5のとおりとする。